

学校法人聖隷学園役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人聖隷学園役員給与について定める。

(適用の範囲)

第2条 役員とは別に定める聖隷学園役員規程に規定される次の者を言う。

(1) 常任役員

(ア) 専任理事

理事長、専務理事

(イ) 常任理事

職務理事たる大学学長、中・高等学校校長及び学園宗教主任と法人事務局長

但し、法人事務局長は理事に選任された時に常任理事とする。

(2) 兼任役員

理事のうち、常任理事及び非常勤理事以外の理事で、教職員から選任された理事。

(3) 非常勤役員

(ア) 理事(前1号及び前2号に規定した以外の理事)

(イ) 監事

(4) 執行役員

(給料)

第3条 専任理事の給料は国家公務員指定職俸給表に基づく別表1、2の定めるところにより支給する。

(役員手当)

第4条 役員の手当は役員の種類により、別表3の定めるところにより支給する。ただし非常勤役員が支給を辞退する場合は、これを支給しないことがある。

(期末手当)

第5条 専任理事の期末手当は聖隷学園給与規程第3章第7節の定めるところに準拠する。

(その他の手当)

第6条 専任理事の扶養手当、通勤手当、住居手当は聖隷学園給与規程第2章第4節(扶養手当)、第3章第1節(通勤手当)及び第3節(住居手当)の定めるところに準拠する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は執行役員会の議を経て理事会が行う。

但し、専任理事の給与表別表2は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて改定を行うものとする。

附則 この規程は1986年4月1日から施行する。

附則 1986年11月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)

附則 1987年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)

附則 1989年4月1日一部改定(非常勤役員)

附則 1989年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)

附則 1990年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)

附則 1991年5月23日一部改定(兼任理事)

附則	1992年4月1日一部改定(別表1、2及び専務理事)
附則	1992年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)
附則	1993年4月1日一部改定(非常勤役員の手当額)
附則	1993年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)
附則	1994年6月23日一部改定(学園長に係わる条項削除)
附則	1994年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)
附則	1995年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)
附則	1996年12月1日一部改定(人勸実施による別表2改定)
附則	1997年1月30日一部改定(改廃)
附則	2001年4月1日一部改定(第5条給与規程改定に伴う対応条項の変更)
附則	2002年4月1日一部改定(別表2の現行額への訂正と6号給の追加)
附則	2002年12月1日一部改定(別表2)
附則	2003年4月1日一部改定(専門学校及び勤勉手当廃止により削除)
附則	2003年11月1日一部改定(別表2、改定後の規定は2003年4月1日から適用する。)
附則	2005年4月1日一部改定(適用の範囲、改廃、別表3)
附則	2005年12月1日一部改定(別表2、改定後の規定は2005年4月1日から適用する。)
附則	2006年11月24日一部改定(別表1専務理事適用号給の追加)
附則	2016年11月24日一部改正(適用の範囲、役員手当)
附則	2017年1月26日一部改正(適用の範囲)
附則	2017年5月25日一部改正(常任役員会規程の廃止に伴う改定)

専任理事の給与表 別表1

区分	任期	号給
理事長	1期～2期	5号
	3期～	6号
専務理事		4号

専任理事の給与表 別表2

号給	給料月額
1	564,000円
2	627,000円
3	694,000円
4	773,000円
5	833,000円
6	895,000円

役員手当 別表3

区分		手当額
常任役員	常任理事	月額 10,000円
兼任役員		月額 10,000円
非常勤役員	理事	月額 10,000円
	監事	月額 10,000円
執行役員		月額 10,000円